

平成15年10月1日から ご家庭で不要となったパソコンの 回収方法が変わります！

ご家庭の使用済パソコンを有益な資源として再利用するために「資源有効利用促進法」に基づいた「PCリサイクル」が始まります。平成15年10月1日以降、お客様のパソコンが不要になった場合、製造メーカーにお申込みいただき、メーカーが責任をもって、回収・再資源化を行います。廃棄物の削減、資源の有効利用を目指す「PCリサイクル」にご協力をお願いいたします。

対象となる機器

●デスクトップパソコン ●ノートパソコン ●CRTディスプレイ ●液晶ディスプレイ

(注) 製品の添付品(マウス・キーボード・スピーカー、ケーブル等)も一緒に回収します。マニュアル・CD-ROM・FDは含みません。
プリンタ・モデム・ルーター・デジカメ等の周辺機器は対象となりません。

回収方法

お客様より、直接メーカーの受付窓口にお申込みください。本体とディスプレイのメーカーが異なる場合、それぞれのメーカーに回収お申込みが必要になります。

回収お申込みから引き取りまでの流れは以下のとおりです。

●回収お申込みから引き取りまでの流れ

